（様式第6号）

北住発第　　号

　　年　　　月　　　日

　　　　　　　様

北川村長　　　　　　　　　　㊞

住民票異動指導書

北川村では、住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民票の正確性を確保するため、居住の事実について調査を行っています。

　さて、あなたの住民票が北川村に記録されていますが、居住の実態調査を実施したところ、下記の住所にあなたが居住していないこと確認しました。

　住民票の異動は、異動した日から１４日以内に届出することが住民基本台帳法で定められていますので、速やかに異動の届出をしていただきますよう通知します。

　なお、このまま異動届を提出しない場合は、住民票基本台帳法の規定に基づき職権で住民票を消徐又は修正することがあります。

　住民票の異動届について、不明なことがあるときは下記までお問い合わせください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 住民票に記載  されている住所 | 高知県安芸郡北川村大字 |

　　　　　　　　　　　　　　　 お問合せ先

〒７８１－６４４１

高知県安芸郡北川村野友甲１５３０番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 北川村役場　住民課　　担当：

　　　　　　　　　　　　　　　　　 Tel ０８８７－３２－１２１４

　 Fax ０８８７－３２－１２３４